

医政地発1021第6号
平成26年10月21日

各 都道府県 衛生主管（部）局長 殿
保健所設置市
特別区

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公印省略)

検体測定室等において自己採血を行う際の感染防止等衛生管理の
徹底等の事務取扱について

標記について、別紙のとおり「検体測定室において自己採血を行う際の感染防止等衛生管理の徹底等について」(平成26年10月21日医政地発1021第4号)及び「利用者自らが採取した血液について民間事業者が血糖値や中性脂肪などの生化学的検査を行う事業において自己採血を行う際の感染防止等衛生管理の徹底等について」(平成26年10月21日医政地発1021第5号)を通知したため、御了知いただきたい。

また、検体測定室に関する事務については、引き続き厚生労働省で行うこととしているが、感染症等問題事案が発生した場合には、当職に情報提供していただくようお願いするとともに、感染症への対応等の観点から各都道府県との連携及び情報共有の推進が不可欠であるため、各都道府県等の連絡窓口（所属、氏名及びメールアドレス）を当課の専用メールアドレス（k-sokutei@mhlw.go.jp）まで、御連絡をお願いする。

(照会先)

医政局地域医療計画課医療関連サービス室（寺本、小野）
電話 03-5253-1111（内線 2538、2539）